

I P 通信網サービス契約約款 別冊（OCN ひかり電話サービス）【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

目次～第9章（略）

第10章 雑則

（契約者の氏名の通知等）

第41条 OCN ひかり電話契約者は、OCN ひかり電話協定事業者（そのOCN ひかり電話契約者と他社相互接続通信（OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がそのOCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのOCN ひかり電話協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2（略）

3 OCN ひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、OCN ひかり電話利用回線から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用するOCN ひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

（注1）（略）

（注2）当社が別に定める番号は、次のとおりとします。

目次～第9章（略）

第10章 雑則

（契約者の氏名の通知等）

第41条 OCN ひかり電話契約者は、OCN ひかり電話協定事業者（そのOCN ひかり電話契約者と他社相互接続通信（OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がそのOCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのOCN ひかり電話協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2（略）

3 OCN ひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、OCN ひかり電話利用回線から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用するOCN ひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

（注1）（略）

（注2）当社が別に定める番号等<sup>等</sup>は、次のとおりとします。

～2023年3月31日

2023年4月1日～

・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、[PHSの番号](#)、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等

・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

別記

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
(略)	(略)
4 <a href="#">PHS事業者</a>	<a href="#">電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者</a>

17～18（略）

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い

・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等

・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

別記

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
(略)	(略)
4 <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>

17～18（略）

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い

～2023年3月31日	2023年4月1日～
-------------	------------

<table border="1"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 25%;">           発信側の電気通信設備：            接続契約者回線等             着信側の電気通信設備：            端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、<u>PHS事業者</u>若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）         </td> <td style="width: 5%;">当社</td> <td style="width: 5%;">当社</td> <td style="width: 15%;">           その通信（そのOCN ひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係るOCN ひかり電話契約者         </td> <td style="width: 10%;">           この約款の定めるところにより            ます。         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td> <u>発信側の電気通信設備：</u>  <u>PHS事業者に係る電気通信設備</u>   <u>着信側の電気通信設備：</u>  <u>接続契約者回線等</u> </td> <td><u>PHS事業者</u></td> <td><u>同左</u></td> <td> <u>そのPHS事業者の契約約款等に規定する者</u> </td> <td> <u>そのPHS事業者の契約約款等に定めるところにより</u>  <u>ます。</u> </td> </tr> </table>	1	発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等  着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、 <u>PHS事業者</u> 若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）	当社	当社	その通信（そのOCN ひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係るOCN ひかり電話契約者	この約款の定めるところにより ます。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4	<u>発信側の電気通信設備：</u> <u>PHS事業者に係る電気通信設備</u>  <u>着信側の電気通信設備：</u> <u>接続契約者回線等</u>	<u>PHS事業者</u>	<u>同左</u>	<u>そのPHS事業者の契約約款等に規定する者</u>	<u>そのPHS事業者の契約約款等に定めるところにより</u> <u>ます。</u>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 25%;">           発信側の電気通信設備：            接続契約者回線等             着信側の電気通信設備：            端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）         </td> <td style="width: 5%;">当社</td> <td style="width: 5%;">当社</td> <td style="width: 15%;">           その通信（そのOCN ひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係るOCN ひかり電話契約者         </td> <td style="width: 10%;">           この約款の定めるところにより            ます。         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> </tr> </table>	1	発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等  着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）	当社	当社	その通信（そのOCN ひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係るOCN ひかり電話契約者	この約款の定めるところにより ます。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
1	発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等  着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、 <u>PHS事業者</u> 若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）	当社	当社	その通信（そのOCN ひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係るOCN ひかり電話契約者	この約款の定めるところにより ます。																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
4	<u>発信側の電気通信設備：</u> <u>PHS事業者に係る電気通信設備</u>  <u>着信側の電気通信設備：</u> <u>接続契約者回線等</u>	<u>PHS事業者</u>	<u>同左</u>	<u>そのPHS事業者の契約約款等に規定する者</u>	<u>そのPHS事業者の契約約款等に定めるところにより</u> <u>ます。</u>																																
1	発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等  着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）	当社	当社	その通信（そのOCN ひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係るOCN ひかり電話契約者	この約款の定めるところにより ます。																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
4	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																

～2023年3月31日

2023年4月1日～

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

2 料金額

2-2 付加機能使用料

区分		単位	料金額（月額）
発信番号表示機能	基本機能	この機能を利用するOCN ひかり電話 利用回線へ通知される発信者電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。） を受信することができる機能	1のOCN ひかり電話 利用回線ごとに 400円 (税込価格 440円)
	(略)	(略)	(略)
	備考	<p>当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(注1)当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。</p> <p>(1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、<a href="#">PHSの番号</a>、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等</p>	

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

2 料金額

2-2 付加機能使用料

区分		単位	料金額（月額）
発信番号表示機能	基本機能	この機能を利用するOCN ひかり電話 利用回線へ通知される発信者電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。） を受信することができる機能	1のOCN ひかり電話 利用回線ごとに 400円 (税込価格 440円)
	(略)	(略)	(略)
	備考	<p>当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(注1)当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。</p> <p>(1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等</p>	

～2023年3月31日				2023年4月1日～			
迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった OCN ひかり電話契約者のために、登録応答装置（そのOCN ひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行うために、IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能	1の登録応答装置ごとに	200円 (税込価格 220円)	迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった OCN ひかり電話契約者のために、登録応答装置（そのOCN ひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行うために、IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能	1の登録応答装置ごとに	200円 (税込価格 220円)
	備考	1～9（略） (注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 一部の <a href="#">PHS</a> の番号等を除く番号			備考	1～9（略） (注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 一部の <a href="#">国際通信に係る</a> 番号等を除く番号	
着信お知らせメール機能	(略)	(略)	(略)	着信お知らせメール機能	(略)	(略)	(略)
	備考	1（略） 2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。 (注1)（略）			備考	1（略） 2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。 (注1)（略）	

～2023年3月31日				2023年4月1日～			
		(注2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。 (1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、 <a href="#">PHSの番号</a> 、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等				(注2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。 (1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等	
着信課金機能	(略)	(略)	(略)	着信課金機能	(略)	(略)	(略)
	備考	<p>1～3 (略)</p> <p>4 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信（おおむね3kHzの帯域による通話に限ります。）、移動体通信（映像通信機能を利用した通信を除きます。）、<a href="#">PHS通信</a>又は公衆通信に限ります。</p> <p>5 当社は、OCN ひかり電話契約者から請求があったときは、移動体通信又は<a href="#">PHS通信</a>を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p>			<p>1～3 (略)</p> <p>4 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信（おおむね3kHzの帯域による通話に限ります。）、移動体通信（映像通信機能を利用した通信を除きます。）又は公衆通信に限ります。</p> <p>5 当社は、OCN ひかり電話契約者から請求があったときは、移動体通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p>		

～2023年3月31日

2023年4月1日～

第2 通信料

1 適用

区分	内 容	
(1) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。	
	種類	内 容
	(略)	(略)
4	<a href="#">P H S 通信</a>	<a href="#">P H S 接続 (OCN ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であつて、電波法施行規則第6条第4項第6号に規定するP H Sの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。)に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</a>

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(4) P H S 通信に係るもの

<a href="#">料金種別</a>	<a href="#">単位</a>	<a href="#">料金額</a>
<a href="#">通信料</a>	<a href="#">1分までごとに</a>	<a href="#">10円</a> <a href="#">(税込価格 11円)</a>

第2 通信料

1 適用

区分	内 容	
(1) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。	
	種類	内 容
	(略)	(略)
4	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(4) [削除](#)

～2023年3月31日

2023年4月1日～

上記通信料のほかに通信 1 回ごとに

10 円  
(税込価格 11 円)

(5) 着信課金機能に係る通信料

ウ PHS通信に係るもの

<u>料金種別</u>	<u>料金額</u>
<u>通信料金</u>	<u>次の秒数までごとに 10 円</u> <u>(税込価格 11 円)</u>
	<u>60 秒</u>
<u>上記の通信料金のほか通信 1 回ごとに</u>	<u>10 円</u> <u>(税込価格 11 円)</u>

(5) 着信課金機能に係る通信料

ウ 削除